

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 業務の概要

(1) 業務名

令和4年度 交付金（総流防）砂防事業 土砂・洪水氾濫調査検討業務

(2) 箇所名

県内一円

(3) 業務の目的

本業務は、今後の砂防事業計画策定のため、長野県が令和3年度に取得した高精度地形情報（航空レーザ測量）を利用し、「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域」および「土砂災害が発生するおそれがある土地」の正確かつ効率的な調査方法を検討し、今後、県内全域で実施するための手順書を作成することを目的とする。

(4) 業務概要

土砂・洪水氾濫調査検討業務 一式

別紙「調査位置図」のとおり

(5) 業務内容

1) 設計計画

業務の目的・主旨、設計図書に示す業務内容を確認したうえで、業務の実施方針、実施体制、及び工程等の検討・整理を行い、業務計画書を作成し、発注者に提出する。

2) 資料収集・整理

「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域」および「土砂災害が発生するおそれがある土地」の抽出に必要な以下の資料を収集・整理する

(ア) 航空レーザ測量成果

(イ) 土砂災害警戒（警戒）区域及び土砂災害危険箇所等に関する資料

(ウ) 既往土砂災害資料

(エ) その他必要な資料

3) 作業基図の作成

貸与する航空レーザ測量成果を使用し、「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域」および「土砂災害が発生するおそれがある土地」を抽出するための作業基図データを作成する。

作業基図は、「標高ラスター図」、「傾斜区分図」、「等高線図」等を作成する。

基図の精度は、0.5m メッシュデータを標準とするが、正確かつ効率的な抽出方法を検討するために最適なメッシュデータ間隔を比較検討すること。

また、土砂災害警戒（警戒）区域、土砂災害危険箇所等の必要なデータを重ね合わせる。

4) 土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査

調査は、「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領（案）（試行版）令和4年3月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部」に基づき、実施すること。

(ア) 既往災害資料の調査

過去に発生した土砂・洪水氾濫を伴う災害について、以下の調査を行う。

- ・土砂・洪水氾濫の発生実績に関する調査
- ・文献（災害史、気象災害報告等）による調査

(イ) 流域の特徴に関する調査

以下に示す特徴を有する「土砂・洪水氾濫の発生ポテンシャルが高い流域」について作業基図を用いて抽出する。

- ・流域面積が 3 km²以上
- ・生産土砂量の合計が 10 万 m³以上
(ただし、非生産土砂量が 1 万 m³/km²を下回らない)
- ・家屋流出等の深刻な家屋被害は、河床勾配 1/150~200 以上の区間で生じている。
(ただし、最深河床から比高差 5m 以内となる区域、かつ、河道中央から 350m 以内)

(ウ) 保全対象に関する調査

「土砂・洪水氾濫の発生ポテンシャルが高い流域」の河川勾配が 1/200 以上の区間の最下流端より上流の危険区域に、公共施設等もしくは保全対象家屋が 50 戸以上存在するかを確認する。

(エ) 調査のとりまとめ

「既往災害資料の調査結果」、「流域の特徴に関する調査」、「保全対象に関する調査結果」について、調査要領（案）の様式に従い、とりまとめる。

5) 土砂災害が発生するおそれがある土地の調査

(ア) 土砂災害が発生するおそれがある土地（土石流）の調査

作業基図を用いて、既指定の土砂災害警戒区域（土石流）以外に、土石流が発生するおそれがある流域を抽出し、その想定被害範囲の保全対象を整理する。

(イ) 土砂災害が発生するおそれがある土地（がけ崩れ）の調査

作業基図を用いて、既指定の土砂災害警戒区域（がけ崩れ）以外に、がけ崩れが発生するおそれがある斜面（傾斜度 30° 以上かつ高さ 5m 以上）を抽出し、その想定被害範囲の保全対象を整理する。

6) 手順書の作成

「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域」および「土砂災害が発生するおそれがある土地」の最適な調査方法について、手順書を作成する。

7) 照査

業務の各段階において、検討、評価方法の妥当性を照査する。

成果品についての正確性、適切性、整合性を照査する。

また、照査技術者による報告を1回とする。

8) 報告書作成

業務の成果として、報告書を作成する。報告書の作成にあたって、仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討過程と共にとりまとめる。また、概要版についても作成する。

9) 打合せ協議

業務内容の確認や成果内容について協議するものとし、打合せ回数は業務着手時、中間打合せ3回、業務完了時の計5回とする。初回及び成果品の納入時については管理技術者及び照査技術者が立会うこととする。なお、議事録の作成は受託者が行い、打合せ後、速やかに提出する。

(6) 技術提案を求める具体的内容

- 1) 「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域」の正確かつ効率的な調査方法の提案
- 2) 「土砂災害が発生するおそれがある土地」の正確かつ効率的な調査方法の提案
- 3) 効率的な業務の履行に向けた実施方針、実施フロー及び工程計画

(7) 履行期限 契約日の翌日から約180日間 (債務負担行為設定済)

(8) 業務実施上の要件

- 1) 実施にあたっては、長野県設計業務等共通仕様書を遵守すること。
- 2) 本業務は、電子納品及び情報共有対象業務とする。
- 3) 本業務の実施にあたり、追加業務等の必要が生じた場合には速やかに協議すること。
- 4) 業務の打ち合わせにおいては協議により必要な技術者が出席すること。

(9) 成果品

- 1) 電子媒体 2部
- 2) 紙媒体 2部

(10) 業務予算額 概ね24,000千円(税込)

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント(河川、砂防及び海岸・海洋)を有していること。
- (2) 建設コンサルタント業務について、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日告示第717号。以下同じ)に基づき建設コンサルタント(河川、砂防及び海岸・海洋)登録を受けていること。
- (3) 公告日時点で所属技術者が3名以上いること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 測量法(昭和24年法律第188号)第57条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日22建政技第337号、以下「入札参加停止措置要領」という。)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。

- (8) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第 31 条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 同種業務の実績を有すること。
土砂・洪水氾濫に関する調査検討業務の実績を有していること。※「同種業務の実績」とは、公共機関等から発注された業務を元請けし、平成 19 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務が該当します。
- (12) 当該業務の実施体制
- ア 配置予定管理技術者は、技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有していること。
- イ 配置予定照査技術者（管理技術者と兼務不可）は、技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有していること。
- ウ 委託の主要部について、再委託または技術協力がなないこと。
- (13) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (14) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
- ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
- イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
- ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
- エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
- オ 事業協同組合とその構成員
- (16) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (17) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（16）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式 様式2号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式 様式3号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

- ① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。
- ② 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。
- ③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。
- ④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 同種業務の実績

- ① 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。
- ② 掲示の日から過去15年以内に完成した業務を対象とする。
- ③ 「業務実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、掲示した対象業務において求めている技術的事項を中心に記載すること。

エ 当該業務の実施体制

- ① 配置予定の技術者について記載すること。
- ② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

オ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況、同種業務の実績については、これを証する契約書、登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野幅下 692-2

長野県建設部砂防課調査管理係

(係長) 伴野 光彦 (担当) 山田 晃

電話 026-235-7317

ファクス 026-233-4029

メール sabo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和4年12月26日(月)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(17)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件

の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 登録状況	・建設コンサルタント等登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況 (専門分野別)	・当該業務の実施に必要な専門分野の技術職員の在籍状況	・有資格職員はいるか ・有資格職員の経験は豊富か
3 同種業務実績 (会社)	・同種業務の内容	・当該業務の内容に近い業務の実績はあるか
4 配置予定技術者	・配置予定技術者の予定	・配置予定技術者はいるか
5 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か (当該業務の主要部分を再委託することにならないか) ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務内容は適正か(最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか) ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

- ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、砂防課長から通知します。
- イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条例(平成元年条例第5号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、砂防課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない。)以内に書面により行います。
- エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法
- ① 受付場所 3(4)に同じ。
 - ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(休日を含めない。)
 - ③ 受付方法 原則としてFAX(回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること)とします。なお、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。
 - ④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(8) その他の留意事項

- ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。
- イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式 様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式 様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

① 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去15年以内に完成した業務とする。(平成19年4月1日から揭示日の前日までに完了した業務。)

② 委員会、学会活動等は、現在及び過去3年間の実績を記入すること。

③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。

④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがあります。

② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付期間 揭示の日から令和4年12月26日(月)まで。

(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日 令和5年1月12日(木))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和5年1月19日(木)

(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りません。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

ア 予定日 令和5年1月30日(月)(変更の場合があります。)

イ 場所 長野県庁(詳細については決定次第連絡します。)

ウ 時間 各者20分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)

エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みが必要な場合は、電話で3（4）の担当者に確認してください。

(注) 上記（6）において、一堂に会してプレゼンテーションを行うことを予定していますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、会議室でのプレゼンテーションに替えて、Web 会議等で実施する可能性もあります。
 詳細につきましては、後日、参加申込者に通知しますので、あらかじめご承知おきください。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表（様式9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項	評価の視点	
配置予定技術者の資格等 (20点)	管理技術者 (10点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
		同種業務実績	・当該業務の内容に近い業務があるか
		手持ち業務量	・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者 (4点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	・豊富な経歴を有しているか
	担当技術者 (6点)	資格	・当該業務に必要な専門分野の資格を有しているか
同種業務実績		・当該業務の内容に近い業務があるか	
手持ち業務量		・当該業務を実施するのに十分な余裕があるか	
費用 (15点)	費用の妥当性	・当該業務を実施するのに妥当な費用となっているか	
技術提案の内容 (50点)	技術提案の的確性 (5点)	・技術提案を求める具体的な内容に対する的確な提案となっているか。	
	提案された技術内容を的確性・合理性・独創性等の視点で評価する (45点)	・的確性、実現性、独創性等に優れた提案内容であるか	
技術者の技術力及び意欲等 (10点)	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する	・当該事業を実施するのに必要な技術力や意欲があるか	
費用と技術提案の整合性 (5点)	採用すべき優れた技術提案に加点	・技術提案に優れ、かつ技術者動員計画も技術提案に見合った内容で優れているか。	
評価点の合計結果 (100点)			

注1) 配置予定の技術者数は、複数配置（3名まで）する場合であっても、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、砂防課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、砂防課長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、砂防課長に対して非特定理由についての説明を求められます。

ウ 上記イの回答は、説明をを求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（4）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3（4）に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 設計共同体協定書第8条に基づく分担業務額については、契約時に提出を求めます。